

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の  
一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について

令和4年8月16日  
経済産業省  
国土交通省

令和3年12月8日（水）から令和4年1月7日（金）までの期間において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

121件のご意見をいただき、いただいたご意見及びそれに対する考え方を下記のとおりまとめましたので公表いたします。なお、本意見募集とは直接関係のないご意見（5件）の提出がありました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き建築物のエネルギー消費性能の向上に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

	頂いたご意見（要約・集約・補足後）	ご意見に対する考え方
1	非住宅部分に複数用途を含む場合の、一次エネルギー消費量（BEI）の考え方如何。	複数用途を含む場合は、複数用途全体の設計一次エネルギー消費量が複数用途全体の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めることとしております。
2	一次エネルギー基準及び外皮基準について、より高い性能を義務付けるべき。	政府として、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととしており、目標の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。
3	外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率だけではなく、建築物性能基準として用途別室内温度を明記すべき。	今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
4	自然素材利用の持続可能性やLCA評価についても評価すべき。	建築物省エネ法に基づく誘導基準は建築物のエネルギー消費性能に関する基準であることから、原案のとおりとしております。なお、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

5	WEB プログラムにおいて、改正後の性能向上計画認定及び低炭素建築物認定の適合・不適合の表示に加え、ZEH・ZEB の判定を行って欲しい。	今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
6	変更内容・評価方法の改正に関して、早期に行政・事業者への説明会等を希望する。	改正後の基準の施行にあたり、必要な周知に努めてまいります。
7	長期優良住宅認定の技術審査と同様に、性能評価機関の技術審査の活用について、法的な位置づけを希望する。	今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。